2026年6月18日

２５－２８

肢ア

権限を委任するには，法律上の根拠が必要。授権を行った国民の意思が害される。

行政契約で権限を動かせない。

委託後もA市は住民票の写しを交付できる。

行政サービスの向上のために窓口を増やす。

イメージとしては，代理商に近いように思われる。代理店窓口を増やすイメージ。

市が自ら運営するのは，公費の無駄。すでに営業を広げている業者に手数料委託した方が，経費浮く。B者も，来店に伴うついでの売上げが期待できる。会社の信用も上がるなどメリットがある。写しの発行権限はA市（本人）あることからも代理商と類似する。

肢イ

Bは，A市の業務を補助しているに過ぎない。

本人として，調査できる。契約上の義務として設定できる。

肢ウ

刑罰は定められない。行政上の義務に違反した場合，行政刑罰。

確かに，契約の義務の実効性を確保するため刑罰を科せるとすべきとも。

刑罰は，人権侵害の際たるもの，規定できる場合を慎重にする必要あり。（謙抑制）

行政契約の場合，あくまでも契約。

そこまで，実効性を伴わせるのは，相手方の自由保障から見ても問題。

したがって，刑罰不可。

なお，行政上の義務の場合は，行政刑罰可能。一方的に公権力を行使するので，実効性を確保する必要が高い。相手方としても，公権力という意味で強制力の行使を受ける以上，違反した場合に制裁を受けるのもやむを得ない。行政目的を達成する必要性を重くみる。

肢エ

是正命令を出せる旨は，条例に定めることは可。行政契約でも，契約に伴う行政目的を達成するため，相手方業者の履行の実効性を確保する必要がある。

是正命令であれば，違反した場合に公法上の義務を課すというだけなので，相手方の不利益も刑罰に比べれば小さい。受任できる範囲である。したがって，設定可能。

２５－２９

肢ア

適正手続。理由開示が原則。したがって，できる限り理由を開示すべきとも。

不都合，存在を知らせることで，プライバシーが害される。したがって，この場合にも広く理由の開示を求めるのは問題。プライバシーの中身には，内容のみならず，存在も含まれる。

この辺りも受けて，法も存否を明らかにしないで拒絶を認めている。

適正手続も，国民の権利を保護するためのもの，反対利益を一方的に害する場合にまで理由の開示を要求するものではない。

肢イ

プライバシー権は，重要な権利であるが，全体的に保証されるものではない。

反対利益が特に重要な者であれば，一定程度，後退する。

肢ウ

文書を保有していないこと理由に拒絶しても不服申立てできる。

確かに，ない物に対して，不服が認められても，行政庁はないものは出せない。

したがって，請求者の権利が保全できないので認める意味はないのでは。

不都合，ないといってしまえば，行政庁は開示拒否ができることになってしまう。

原則公開を定めた，情報公開の目的が骨抜き。濫用を防止するため争えるようにする必要があり。不服は回復を求めている。制度上，本件の場合も認められる。

肢エ

裁判の場で，検証を認めると不開示の意味がない。したがって，受忍義務を負わせることはできない。

また，立ち会い権を放棄しても，新たな手続きの構築になる。手続上も不安定になり，法定手続からも許容できない。

２５－３０

肢ア

取消訴訟。取消により権利回復を図る者。有利な場合は，回復を図る実益がない。

肢イ

外国人の在留する権利は保証されていない。

しかし，不許可処分が取消されれば，在留できる利益が発生する。

したがって，訴えの利益有

肢ウ

取消訴訟は権利回復を目的とするもの，回復の利益があれば認める。

確かに場所が変わっているので，困るとも。

容易に取り消し請求を認めたら，統制が図れなくなる。

近くの異動は，客観的，実際的見地から見て不利益を伴わない。

この場合にまで，別途手続保障は，認めらない。

肢エ

確かに，有効期間に差異がないため，権利回復をする余地ないのでは。

不都合，優良運転者に与えられる利益が受けられなくなる。

機会保障を図る必要あり。

法律上保護されている利益がある。よって，訴えの利益有。

２５－３１

勧告：公的なアドバイス（行政指導）
　法的な拘束力なし。相手方の協力が期待される

肢ア
　勧告があっても，病院解説の許可そのものは受けられる。

　許可そのものが受けられないとすると，行政指導が任意であるという大前提に問題がある。また，勧告にしたがなかった事実を，別の処分の判断過程に取り入れることができるとしても，勧告は任意である。したがって，相手の権利侵害が重大な場合，慎重に判断すべきだろう。
　病院開設自体を不許可とするのは，職業選択（開始）や，財産権の侵害になり重大である。別の目的で勧告の立法目的が達成されるのであれば，そちらで行うべきである。

肢イ
　保健機関の指定を拒否しても，利益が受けられないだけで，営業そのものは可能である。
　法律上の利益を与えないことで，勧告の目的は達成しうる。
　こちらが，判例の理由と考えられる。

　利益を与えないという体裁をとれば，人権侵害ではない。
　ただ，利益がなくなるため，営業を断念せざるをえない。
　間接的に人権侵害があるという側面を考慮して，処分性を認定していると判断すべきだろう。

　行政指導に従わないという基礎事情，人権侵害をするのは行き過ぎ。利益を与えないという方向で，考えていくと良いだろう。あくまでも指導が任意だから。

肢ウ
　指定拒否処分は取消訴訟の対象とできる。それが本件では大前提。
　ただ，それだと，開設側の損害が大きくなりすぎるので，早い段階で，抗告訴訟で争えないかが本件の問題。
　例外的に，処分性を肯定したが，それがなされたからと言って，大前提（原則）の争いは，否定されない。

２５－３２

肢ア

取消の対象が別である。また，処分には公定力もある。取消されない場合は，適法である。そこで，先行行為について審理がなされても，先行行為が取消されなければ，有効であるとして，本件確認の取消事由とならないのではないか。

しかし，全く考慮できないとすると，原告の手続保障が不十分になり問題である。

（先行行為の処分性を争うことが原告に期待できないことなどが考慮対象となる。）

一方で，違法の承継を容易に認めると事実上，法的安定を図り，行政の円滑な運用が害される点で問題が生ずる。（出訴期間の潜脱にもなるだろう）

こちらの不利益にも配慮する。

そこで，同一目的効果を有する範囲内であれば，また，法的安定性は，手続上の安定の問題に止まると解釈することも可能。（この場合は，安定に対する影響も軽微と言えそうなので，国民の人権侵害の方を優先できると考えられる。）

本件の場合は，同一目的等で，違法の承継があるとして，取消事由となる。

＜視点＞

判例がなぜ，同一目的効果といっているかを考えよう。

先行行為と後行行為【本件確認】は一連の行為（手続上の問題）と解釈することができるからであろう。

肢イ

処分が別である以上，適法にすることができる。

違法の承継の問題も，原則，先行行為で争うべき。それができない時，またはそれを原告に求めるのが酷な時に，後行行為でも争えるという問題。

後行行為（本件確認）で常に争うべきということではない。

肢ウ

取消訴訟。第三者効生じる。法的安定性を図る必要があり。

許容性，代替的手続保障。

２５－３３

肢ア

審査請求前置。不適法却下の場合，訴え提起不可。

確かに，訴権を保障する必要はある。しかし，自由に認めると，濫用の恐れがあり，審査請求を前置して，円滑な審理を図った目的が達成できる問題である。

却下の場合，形式的にみて請求者に権利がない以上，そもそも訴えできないとしてもやむをえない。（訴権そのもの請求権者にないといえるので，権利侵害の問題にならない）

誤って却下した場合も，形式的には，前置の判断がない。したがって，審査請求前置の立法目的を達成させるため，あくまでも，審査を得てから訴え提起を認めるべきとも。

不都合，今度は訴権が害される。行政の間違いを国民に負担させるのは，問題。

適正に訴権を行使させるべき。

肢イ

請求が棄却される。本案レベル，実体判断に絡んでくるので。

肢ウ

裁決の取消と原処分の取消は別個。確かに，同一目的効果なので一連でやれたと方が良いとも，ただ，行政庁側の応訴が，手続上，困難。

訴訟が複雑化しないように，弁論を分けて争わせるべき

肢エ

修正裁決は，あくまでも修正の処分があったという取扱いになる。

それでも，不服の場合は，取消しの訴えの利益はある。

取消しが目的でなく，権利の回復が目的だと理解すれば訴えの利益がなくならないことは判断がつく。